



低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

亀山市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外の世帯分）を支給します。

本給付金は国の制度に基づくもので、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している中で、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うもので、児童1人あたり一律5万円を支給するものです。

ひとり親世帯分につきましては、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方に、5月下旬に支給する予定です（申請不要）。

このほか、公的年金等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない方で、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方又は食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同様の事情にあると認められる方も支給対象者となり、申請により随時支給します。

また、ひとり親世帯以外の世帯分につきましては、令和4年度に本市が実施した同給付金の支給を受けた方に、5月下旬に支給する予定です（申請不要）。

このほか、令和5年度の住民税均等割が非課税である方又は食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方も支給対象者となり、申請により随時支給します。

なお、それぞれの申請の受付期間は6月1日から令和6年2月29日までで、申請が必要な方の詳細につきましては、国から示され次第、広報やホームページ等でお知らせします。

【お問い合わせ先】 ひとり親世帯分：三重県亀山市羽若町545番地
健康福祉部子ども未来課子育てサポートグループ【草川】
TEL：0595-96-8822
ひとり親世帯以外分：三重県亀山市本丸町577番地
市民文化部市民課医療年金グループ【福井・渡邊】
TEL：0595-84-5005
URL：<https://www.city.kameyama.mie.jp/>